

名古屋市上下水道局工事請負契約約款第24条（スライド条項） による減額変更に係る実施要領

（平成12年4月3日上下水道局長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額の変更を必要とする工事について、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第24条（以下「スライド条項」）の規定により請負代金額を変更する際の取扱いを定めるものである。

（適用対象工事）

第2条 スライド条項の適用対象工事は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす工事とする。

- (1) 契約締結日（注1）から12月を経過した工事であること。
- (2) 残工事の工期がスライド条項に基づく請負代金額変更の基準日（スライド基準日）から2月以上あること。
- (3) 物価変動後の上下水道局の積算をもとに計算した請負代金額が、1000分の30以上変化していると予想されること。
- (4) 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。

（注1） 既にスライド条項により請負代金額の変更を行った場合は、当該スライド条項の適用をした基準日（直前のもの）とする。

（スライド基準日）

第3条 平成12年4月1日以降に前条各号に定める要件を満たす工事のスライド基準日は、原則として契約締結日から12月を経過する日の属する月末の平日とする。

（注2） 前項の規定において、残工期が2月を越える場合は、スライド基準日を翌月に設定することができる。

（注3） 前項の規定において、月末の平日では、残工期が2月に満たなくなる場合は、スライド基準日を月末の平日よりも前に設定する。

（スライド請求）

第4条 第2条各号に定める要件を満たす工事については、前条に定めるスライド基準日の前14日以内に請負者に対してスライド条項の適用を請求（以下「スライド請求」）するものとする。

（協議開始日）

第5条 スライド額の協議開始日は、スライド請求と同時に請負人あてに通知する。

(スライドの対象項目)

第6条 スライド額の算定は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について行い、歩掛の変更については考慮しない。

(算定時の単価)

第7条 スライド額の算定時の基準単価は、技術管理課と協議する。

(スライド額の算定)

第8条 スライド額の算定は、次式により算定する。

$$S = [P2 - P1 + (P1 \times 15 / 1000)] \quad (\text{ただし、} P1 > P2)$$

S ; スライド額 (減額)

P1 ; 変動前の残工事代金額 (請負代金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除した額)

P2 ; 変動後の残工事代金額 (スライド基準日の賃金、物価を基礎として算出したP1に相応する額)

($P = \alpha \times Z$; α ; 変動前の請負代金額 / 変動前の総設計金額、 Z = 積算額)

(スライド額の協議)

第9条 第5条に定める協議開始から14日を経過しても、スライド額についての請負人との協議が整わない場合には、スライド額を定めて請負人に通知するものとする。

(契約の変更)

第10条 スライド条項の適用による契約の変更は、特段の事情のない限り清算変更時に行うものとする。

附則

1 この要領は、平成12年4月3日から施行する。